

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;"><b>富山県地域防災計画 地震・津波災害編</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>富山県地域防災計画 地震・津波災害編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>修正案</b></p> <p style="text-align: center;">令和<u>5</u>年<u>3</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p style="text-align: center;">凡例 下線 修正箇所</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 (略) 第2節 防災の基本方針 第1 (略)	第1節 (略) 第2節 防災の基本方針 第1 (略)	
第2 防災の各段階における基本方策 1 (略)	第2 防災の各段階における基本方策 1 (略)	
2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 (1) ~ (2) (略) (3) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。 (4) ~ (5) (略) 3 (略)	2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 (1) ~ (2) (略) (3) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動や <u>福祉的な支援</u> を行う。 (4) ~ (5) (略) 3 (略)	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
第3 各種計画等の作成	第3 各種計画等の作成	
1 各種計画の作成 本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。	1 各種計画の作成 本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態、 <u>災害対応の検証から得られたノウハウや他自治体の取組事例等</u> を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。	災害対応検証を踏まえた修正
2 行動要領（マニュアル）の作成 県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を	2 行動要領（マニュアル）の作成 県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、 <u>災害対応の検証から得られ</u>	災害対応検証を踏まえた修

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
図りつつ、次の対策を実行するものとする。	<u>たノウハウや他自治体の取組事例等を踏まえて他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。</u>	正
(1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底	(1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、 <u>防災関係機関、住民等</u> への周知徹底	災害対応検証を踏まえた修正
(2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検	(2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検、 <u>更新と防災関係機関、住民等への周知</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(3) (略)	(3) (略)	
<u>(新設)</u>	<p><b>第4 國土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</b></p> <p><b>1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み</b></p> <p>国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策による国土強靭化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化基本計画及び富山県国土強靭化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時に又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</p> <p><b>2 國土強靭化基本計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進</b></p> <p>国土強靭化に関する部分については、下記の富山県國土強靭化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</p> <p>(1) 人命の保護が最大限図られる</p> <p>(2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される</p>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正

- 2 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>(3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</u> <u>(4) 迅速な復旧復興</u>	
第3節 防災関係機関等の責務	第3節 防災関係機関等の責務	
第1 (略) 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関	第1 (略) 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関	
機 関 等 の 名 称 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 (略) (略) 大阪空港局 1 災害時における富山空港の措置に関すること 小松空港事務所 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること (略) (略)	機 門 等 の 名 称 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 (略) (略) 大阪空港局 1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること 小松空港事務所 (削除) (略) (略)	地方航空局組織規則にあわせた修正
(4) 指定公共機関	(4) 指定公共機関	誤記の修正 組織名称変更のため修正
機 門 等 の 名 称 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 (略) (略) 関西電力株式会社 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 北陸支社 2 災害時における電力融通に関すること 関西電力株式会社 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 北陸電力本部 2 灾害時における電力融通に関すること (略) (略)	機 門 等 の 名 称 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 (略) (略) 関西電力株式会社 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 北陸支社 (削除) 関西電力送配電株式会社 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 北陸本部 2 灾害時における電力融通に関すること (略) (略)	
(5) (略)	(5) (略)	

- 3 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
(6) 指定地方公共機関		(6) 指定地方公共機関	実態に合わせて修正
機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約	機 門 等 の 名 称	
(略)		(略)	
(福) 富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること <u>(新設)</u>	(福) 富山県社会福祉協議会	
(略)	(略)	(略)	
2 (略) 第3 (略)	2 (略) 第3 (略)		
第4節 社会構造の変化への対応 1～3 (略)	第4節 社会構造の変化への対応 1～3 (略)		
4 要配慮者の増加 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。	4 要配慮者の増加 <u>著しい高齢化の進行により高齢者が増加し、また障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。</u>		国の防災基本計画の記載に合わせ修正
5 (略)	5 (略)		
6 感染症対策の観点を取り入れた防災 新型コロナウイルス感染症の <u>感染拡大</u> を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	6 感染症対策の観点を取り入れた防災 新型コロナウイルス感染症の <u>流行時の経験</u> も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。		国の防災基本計画の記載に合わせ修正
第5節 県内の活断層と地震 第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方	第5節 県内の活断層と地震 第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方		
1 最大クラスの地震の想定 (略)	1 最大クラスの地震の想定 (略)		国の防災基本計画

- 4 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の <u>長期評価</u> を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。		地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、 <u>地震発生可能性の長期評価</u> 、 <u>強振動評価及び津波評価</u> を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。	の記載に合わせ修正
2 (略) 第2 地形、地質、地盤の特性 1～2 (略)	2 (略) 第2 地形、地質、地盤の特性 1～2 (略)		
3 活断層 (略) 全国の主要な活断層については、 <u>文部科学省</u> 地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査研究推進本部」)において、活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を評価し、隨時公表している。	3 活断層 (略) 全国の主要な活断層については、 <u>政府</u> の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査研究推進本部」)において、活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を評価し、隨時公表している。		政府の特別の機関のため修正
第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計 <u>545回</u> ( <u>2022年10月末現在</u> )であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は <u>10回</u> と <u>全国的にも地震の少ない県</u> である。(「震度4以上を記録した地震一覧」参照) (略)	第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計 <u>814回</u> ( <u>2024年12月末現在</u> )であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は <u>20回</u> である。(「震度4以上を記録した地震一覧」参照) (略)		時点更新 「全国的にも地震の少ない県」の記載を削除

- 5 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画					修正案（変更部分のみ記載）					備考 時点更新	
震度4以上を記録した地震一覧					震度4以上を記録した地震一覧						
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
2020(令和2) 2)	石川県能登 地方	5.5	軽傷2	4:富山市、氷見市、舟橋 村	2020(令和2)	石川県能 登地方	5.5	軽傷2	4:富山市、氷見市、舟橋 村		
第4～6 (略) 第7 減災目標の設定 1～2 (略)	3 重点施設及び目標	第4～6 (略) 第7 減災目標の設定 1～2 (略)	3 重点施設及び目標	県立学校 の耐震化率 はすでに 100%で あるため 削除							
重点施策	内容	重点施策	内容								
(略)	(略)	(略)	(略)								
地震に強い県土・まちづくり	・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 <u>【目標】県立学校の耐震化率 71.5% →100%</u> (略)	地震に強い県土・まちづくり ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 <u>(削除)</u> (略)	地震に強い県土・まちづくり ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 <u>(削除)</u> (略)								
第6節 本県における津波 第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	第6節 本県における津波 第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方										

- 6 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画		修正案（変更部分のみ記載）		備考 国の防災 基本計画 修正に伴 う修正
1 津波の適切な設定 (1) 最大クラスの津波の想定 (略) 津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。	(2) (略) 2 (略)	1 津波の適切な設定 (1) 最大クラスの津波の想定 (略) 津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、 <u>地震発生可能性の長期評価、強振動評価</u> 及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 (2) (略) 2 (略)	1 津波の適切な設定 1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波） (略)	
第2 津波シミュレーション調査 1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波） (略)	第2 津波シミュレーション調査 1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波） (略)			

- 7 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考
【参考】過去に富山県に来襲した津波				【参考】過去に富山県に来襲した津波				時点更新
発生年 (略)	地震の名称 (略)	地震規模 (略)	富山県での記録(被害報告なし) (略)	発生年 (略)	地震の名称 (略)	地震規模 (略)	富山県での記録(被害報告なし) (略)	
1993年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11 cm、富山 10cm	1993年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11 cm、富山 10cm	
※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」（痕跡高）				2007年	平成19年（2007年）能登半島地震	M6.9	富山 6cm	
				2007年	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	M6.8	富山 5cm	
				2010年	チリ中部沿岸	Mw8.8	富山 8cm	
				2011年	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	Mw9.0	伏木富山港新湊 9cm	
				2024年	令和6年能登半島地震	M7.6	富山 79cm	
				※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」（痕跡高） 気象庁ホームページ（災害時地震・津波速報、平成19年（2007年）能登半島地震、災害時自然現象報告書 2007年第1号、「令和6年1月 地震・火山月報（防災編）」）				

- 8 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
<b>第2章 地震・津波災害予防対策</b>		<b>第2章 地震・津波災害予防対策</b>		
第1節 防災都市づくり 第1～2（略） 第3 建築物の耐震不燃化の促進		第1節 防災都市づくり 第1～2（略） 第3 建築物の耐震不燃化の促進		
1 防火地域の指定（県土木部、市町村） (略) (資料「6-3 防火地域・準防火地域」) 2（略）		1 防火地域の指定（県土木部、市町村） (略) (資料「6-3 防火地域及び準防火地域」) 2（略）		資料編に合わせて修正
3 建築物の耐震化（県全部局） (1)～(2)（略） (3) 耐震性向上の支援措置 ア 住宅の耐震改修のための支援措置 (ア) 略		3 建築物の耐震化（県全部局） (1)～(2)（略） (3) 耐震性向上の支援措置 ア 住宅の耐震改修のための支援措置 (ア) 略		
(イ) 木造住宅耐震改修支援事業		(イ) 木造住宅耐震改修支援事業		事業内容の修正
区分	内容	区分	内容	
a 対象住宅	（略）	a 対象住宅	（略）	
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 ④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事	b 対象事業	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>1 耐震改修設計</u> 以下の「2 耐震改修工事」に係る設計及び工事監理業務 <u>2 耐震改修工事</u> ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 ④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事	
c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の5分の2又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は50万円とする。			

- 9 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	c 補助金額 <u>1 耐震改修設計</u> 耐震改修設計に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は10万円とする。 <u>2 耐震改修工事</u> 耐震改修工事に要する経費の5分の2又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は50万円とする。	
(略) 第4 (略)	(略) 第4 (略)	
第2節 都市基盤等の安全性の強化	第2節 都市基盤等の安全性の強化	
第1 公共土木施設等の耐震性等強化	第1 公共土木施設等の耐震性等強化	
(略) また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。	(略) また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていくとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。	災害対応検証を踏まえた修正
1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者) (1) (略)	1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者) (1) (略)	
(2) 鉄道施設 (略) (資料「7-6 鉄道施設の現況及び事業計画」)	(2) 鉄道施設 (略) (削除)	資料編に合わせて修正
(3)～(4) (略) 2 河川、海岸等の整備 (北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村)	(3)～(4) (略) 2 河川、海岸等の整備 (北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村)	
(略) このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るために、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。	(略) このようなことから、地震による水害等から人名・財産等を守るために、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の	災害対応検証を踏まえた修正

- 10 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1)～(2) (略)	強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。	
3 土砂災害の防止 (北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村)	3 土砂災害の防止 (北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村)	
(略) このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。	(略) このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努めるとともに、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。	災害対応検証を踏まえた修正
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
第2 ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。 (略) さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。	第2 ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。 <u>ライフライン機能の強靭化にあたり、従来の「線つながるインフラ」に加え、自立・分散型の「点でまかなうインフラ」も選択肢の一つとして、能登地方での先進的な取組みを検討する（オフグリッド集落の整備等）。</u> (略) さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 <u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
1 (略)	1 (略)	
2 ガス施設における災害予防対策	2 ガス施設における災害予防対策	
(1) 都市ガス	(1) 都市ガス	

- 11 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）	
エ 防災体制の整備と教育訓練の実施 (略) ※1～3（略） ※4 ガバナ (略) (資料「3-18 <u>都市ガス施設</u> 」、 「3-19 <u>簡易ガス施設</u> 」)	エ 防災体制の整備と教育訓練の実施 (略) ※1～3（略） ※4 ガバナ (略) (資料「3-18 <u>ガス小売施設（旧一般ガス）</u> 」、 「3-19 <u>ガス小売事業（旧簡易ガス）</u> 」)	資料編に 合わせて 修正
(2)（略）	(2)（略）	
3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (略) このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。	3 上水道施設における災害予防対策（ <u>県危機管理局、県生活環境文化部、</u> 県厚生部、県企業局、市町村） (略) このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。 <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u>	災害対応 検証を踏 まえた修 正
(1)（略）	(1)（略）	
(2) 施設の整備、耐震化	(2) 施設の整備、耐震化	
ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について補強・増強等を行 <u>う</u> 。	ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について補強・増強等を行 <u>い</u> 、 <u>必要な財政支援について、国に要望を行う</u> 。	災害対応 検証を踏 まえた修 正
	イ 電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策を実施する。	災害対応 検証を踏 まえた修 正
イ（略）	ウ（略）	
エ（略）	エ（略）	
オ（略）	オ（略）	
カ（略）	カ（略）	

- 12 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
カ（略）	キ（略）	
(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用 ア～ウ（略） <u>（新規）</u>	(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸、 <u>防災井戸等</u> の活用 ア～イ（略） エ 生活用水確保の観点から、県及び市町村の施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。 <u>また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u>	災害対応 検証を踏 まえた修 正
4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）  既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。 新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。	4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）  既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施し、 <u>必要な財政支援について、国に要望を行う</u> 。 新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。 <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u>	災害対応 検証を踏 まえた修 正
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）	
(4) 応急復旧のための体制整備	(4) 応急復旧のための体制整備	
ア（略）	ア（略）	
イ 民間企業との協力体制	イ 民間企業との協力体制	
応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等民間業者との協力体制を整備する。 ウ～オ（略） (5)（略） 5（略）	応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等民間業者と <u>協定を締結するなど、協力体制を整備する</u> 。 ウ～オ（略） (5)（略） 5（略）	災害対応 検証を踏 まえた修 正
第3 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不	第3 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不	災害対応 検証を踏

- 13 -

## 富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
燃・堅牢化等に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 (略)	燃・堅牢化等に努めるとともに、 <u>発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど</u> 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 (略)	まえた修正
1 (略)	1 (略)	
2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）	2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、 <u>県厚生部</u> 、市町村）	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等	(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等	
震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。	震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ <u>活用可能な候補地を把握、調整したうえで</u> 発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。	災害対応検証に伴う修正
(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保	(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保	
市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。	市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。 <u>仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）	3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）	
(略) (資料「9-10 し尿処理施設一覧」、「9-11 ごみ処理施設一覧」)	(略) (資料「9-8 し尿処理施設一覧」、「9-9 ごみ処理施設一覧」)	資料編に合わせて修正
第4 危険物施設等の安全性強化	第4 危険物施設等の安全性強化	
1 危険物施設（県危機管理局、市町村）	1 危険物施設（県危機管理局、市町村）	
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	

- 14 -

## 富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(6) 防災資機材の備蓄 (略) (資料「3-17 危険物施設」)	(6) 防災資機材の備蓄 (略) (資料「3-17 危険物規制対象施設数一覧表」)	資料編に合わせて修正
第5 地盤の液状化対策の推進	第5 地盤の液状化対策の推進	
1～2 (略)	1～2 (略)	
3 液状化に関する知識の普及啓発（県危機管理局、市町村）	3 液状化に関する知識の普及啓発（県危機管理局、 <u>県土木部</u> 、市町村）	
県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、 <u>地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など</u> 、液状化に関する知識の普及啓発に努める。	県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、 <u>防災関係機関と連携し</u> 、 <u>県民に対して地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に県内で生じた液状化被害の記録などの</u> 液状化に関する知識の普及啓発に努める。 <u>また、国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）	4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）	
県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。 <u>また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。</u> 5 (略)	県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。 <u>また、県は公共土木施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策に取り組む市町村に対し、国の技術的支援も得ながら、連携して取り組む。</u>	液状化対策の取組みを追記
第3節 波に強い県土づくり	第3節 津波に強い県土づくり	
第1 (略)	第1 (略)	
第2 津波に強いまちづくり	第2 津波に強いまちづくり	

- 15 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1 津波に強いまちの形成	1 津波に強いまちの形成	
(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帶の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖(F4.1)及び富山湾西側(F4.5)の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。	(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。 特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帶の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖(F4.1)及び富山湾西側(F4.5)の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのようないかん対応が困難な地域については、 <u>地震被害想定調査結果による道路の被害状況や津波シミュレーション調査結果による津波到達時間などを考慮するとともに、人流れデータ分析や県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態を踏まえ、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
(4) 減災のための総合的な取組みの推進	(4) 減災のための総合的な取組みの推進	
国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 <u>(新設)</u>	国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 <u>国土交通省、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正

- 16 -

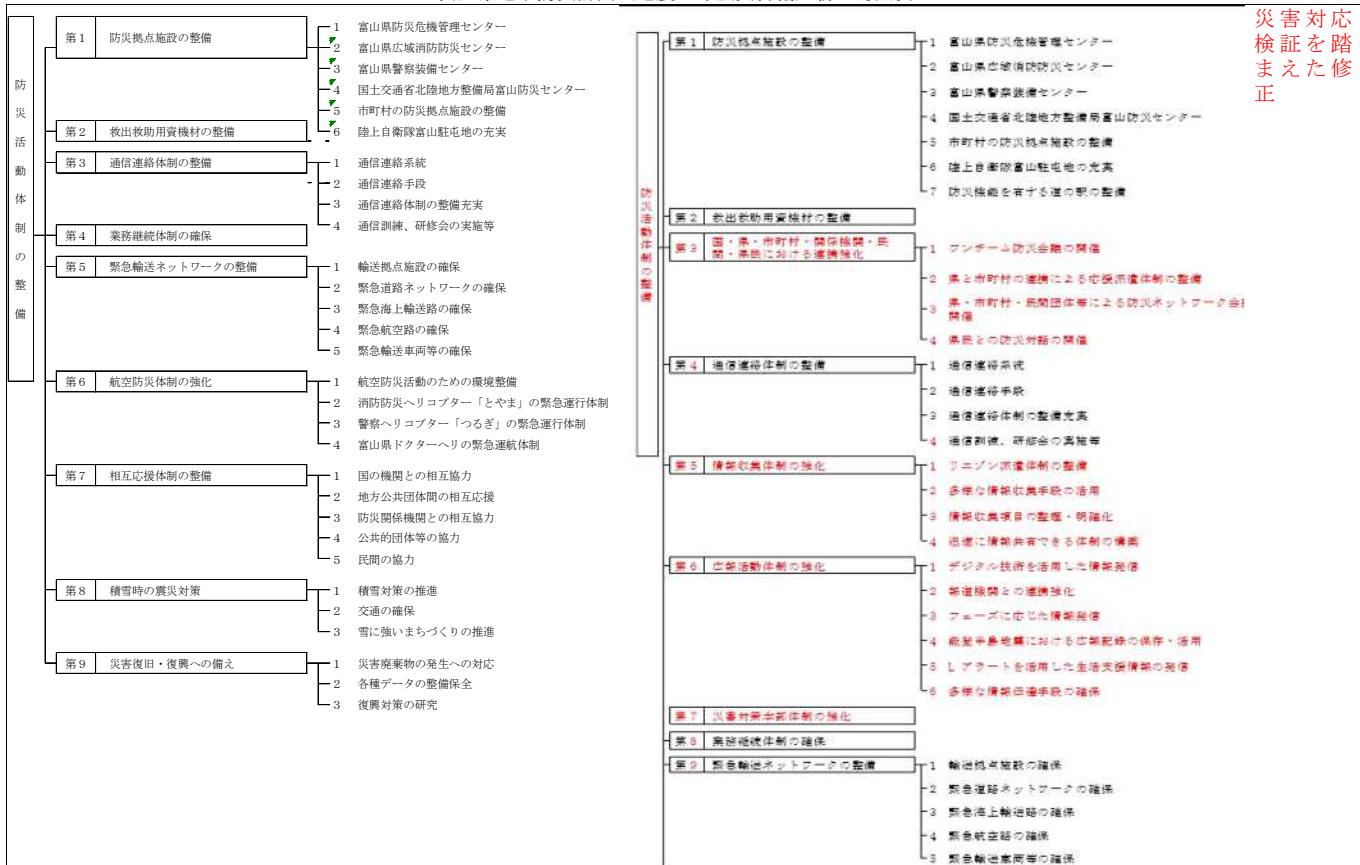
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
2 (略)	<u>措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	
3 建築物の安全化 国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校 <u>及び</u> 医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保特に配慮するものとする。	3 建築物の安全化 国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校、医療機関 <u>及び消防施設</u> 等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
4～6 (略)	4～6 (略)	
第4節 防災活動体制の整備 防災の体系	第4節 防災活動体制の整備 防災の体系	

- 17 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

災害対応検証を踏まえた修正



- 18 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第1 防災拠点施設の整備	第10 航空防災体制の強化 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制 4 富山県ドクターへリの緊急運航体制 第11 相互応援体制の整備 1 国の機関等との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 第12 積雪時の震災対策 1 積雪対策の推進 2 交通の確保 3 雪に強いまちづくりの推進 第13 災害復旧・復興への備え 1 災害復旧・復興への備え 2 災害廃棄物の発生への対応 3 各種データの整備保全 4 復興対策の研究 5 男女共同参画の視点	
1～6 (略)	1～6 (略)	
7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）	7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）	
国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 <u>県内の防災機能を有する道の駅</u>	
第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県	駅名 所在地 万葉の里 高岡 高岡市蜂ヶ島 131-1	施設を記載
第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県	第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県	

- 19 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部)	土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部)	
県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。	県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。 <u>整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や回路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>	国の防災基本計画修正に伴う修正
(資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-8 応急給水用具等」「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)	(資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-5 応急給水用具等」「5-8 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)	資料編に合わせて修正
<u>(新設)</u>	<u>第3 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化</u> <u>地震・津波により大規模な災害が発生した場合、国・県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。</u> <u>そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>1 ワンチーム防災会議の開催</u> <u>国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく必要があることから、県において、災害時の連携体制を議論するワンチーム防災会議を設置し、定期的に開催するものとす</u>	

- 20 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(新設)</u>	<u>る。</u> <u>2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> <u>先進県の取り組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u> <u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>3 県・市町村・民間団体等による防災ネットワーク会議の開催</u> <u>災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する防災ネットワーク会議を定期的に開催するものとする。</u> <u>また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、県民の役割の明確化を図る。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>4 県民との防災対話の開催</u> <u>災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発による県民の防災対応能力の底上げが重要になる。</u> <u>そのため、県において、県民との防災に関する対話の場を設け、県民の防災意識の啓発を行うものとする。</u>	
<u>第3 通信連絡体制の整備</u>	<u>第4 通信連絡体制の整備</u>	
県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施	県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施	

- 21 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。	設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。	国の防災基本計画修正に伴う修正
(略)	(略)	
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。	特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。	国の防災基本計画修正に伴う修正
(略) 1～2 (略)	(略) 1～2 (略)	
3 通信連絡体制の整備充実（県危機管理局、市町村）	3 通信連絡体制の整備充実（県危機管理局、 <u>県経営管理部</u> 、市町村）	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 県総合防災情報システム	(2) 県総合防災情報システム	
(略)	(略)	

- 22 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<b>富山県総合防災情報システム</b>	<b>富山県総合防災情報システム</b>	
<b>(3) 震度情報ネットワークシステム</b>	<b>(3) 震度情報ネットワークシステム</b>	
(略)	(略)	
		組織改正に伴う修正

- 23 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(4) (略)	(4) (略)	
(5) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話等の整備充実に努める。	(5) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、 <u>非常用電源</u> 等の整備充実に努める。	災害対応検証を踏まえた修正
(略) (資料「7-4 富山県消防無線配置図」、「7-5 富山県防災相互通信無線局」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)	(略) (資料「7-4 富山県消防無線配置図」、「7-5 富山県防災相互通信無線局」、(削除))	組織の統廃合に伴う修正
(6) ~ (7) (略) 4 (略)	(6) ~ (7) (略) 4 (略)	
<u>(新設)</u>	<b>第5 情報収集体制の強化</b> 県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<b>1 リエゾン派遣体制の整備</b> 県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。 リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。 また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新規)</u>	<b>2 多様な情報収集手段の活用</b> 被災初期段階における被災箇所の把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、Car-SAT等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の整備に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正

- 24 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表		
現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(新設)</u>	<b>3 情報収集項目の整理・明確化</b> 収集した情報や各種連絡事項等を府内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<b>4 迅速に情報共有できる体制の構築</b> 国、県、市町村、関係機関の情報共有手順を整理し、円滑に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、一元的な情報共有のため、内閣府の新総合防災情報システム（S O B O - W E B ）と県総合防災情報システムの連携に向けた検討を進めるものとする。 また、デジタルツールを活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<b>第6 広報活動体制の強化</b> 県は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<b>1 デジタル技術を活用した情報発信</b> 県は、発災時において、県民が必要とする情報を迅速に発信するため、S N S 等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を県民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。 また、県及び市町村は、災害時において多くの県民が公式S N S 等から情報を収集できるよう、平時から公式S N S 等の周知に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<b>2 報道機関との連携強化</b>	災害対応検証を踏

- 25 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。</u>	まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>3 フェーズに応じた情報発信 県は、必要な情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>4 災害時における広報記録の保存・活用 県、市町村及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>5 L アラートを活用した生活支援情報の発信 県及び市町村は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の市町村の生活支援情報を県民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>6 多様な情報伝達手段の確保 災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市町村は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>第7 災害対策本部体制の強化 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u>	

- 26 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>また、県においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。</u> <u>さらに、災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるよう研修や訓練を実施する。</u>	
<u>第4 業務継続体制の確保</u>	<u>第8 業務継続体制の確保</u>	
県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた <u>体制</u> の見直し、計画の改定などを行うものとする。	<u>県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用 P C、テレワーク専用 P Cの配備及び B Y O D 端末等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・府内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しや DX の促進、計画・マニュアル等の改定などを実施するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先	特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電	災害対応検証を踏まえた修正

- 27 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																		
業務の整理について定めておくものとする。	源やエレベーター等)が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。																			
市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。																			
(新設)	国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正																		
県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、富山県庁業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正																		
(略)	(略)																			
第5 緊急輸送ネットワークの整備	第9 緊急輸送ネットワークの整備																			
1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）	1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）																			
(略)	(略)																			
県内における主な輸送拠点	県内における主な輸送拠点施設	物資拠点施設を追記																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上輸送拠点</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>八幡合名会社（本社新倉庫）</td> <td>射水市庄西町2-4-6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名 称	所 在 地	陸上輸送拠点	(略)	(略)	施設	八幡合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八幡合名会社（本社新倉庫）</td> <td>射水市庄西町2-4-6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名 称	所 在 地		(略)	(略)		八幡合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6	
区分	名 称	所 在 地																		
陸上輸送拠点	(略)	(略)																		
施設	八幡合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6																		
区分	名 称	所 在 地																		
	(略)	(略)																		
	八幡合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6																		

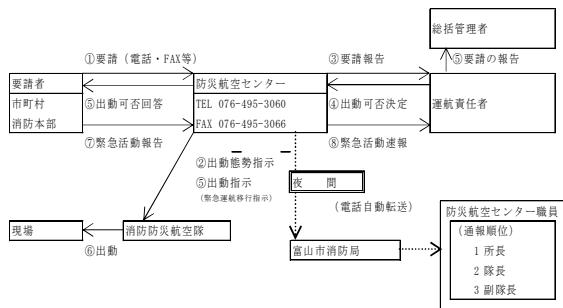
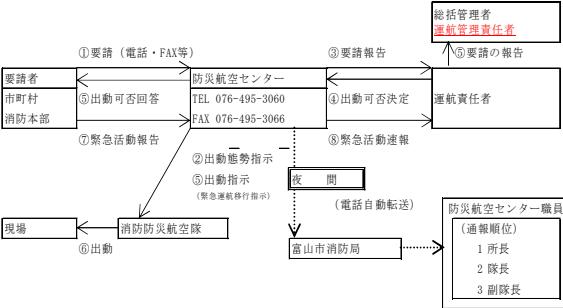
- 28 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(新設)</th> <th>(新設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(株)スリー・ティー トナミ倉庫</td> <td>砺波市鷹栖1913</td> </tr> <tr> <td>(株)スリー・ティー 本社倉庫</td> <td>砺波市鷹栖2305</td> </tr> <tr> <td>(株)スリー・ティー 中央倉庫</td> <td>砺波市鷹栖2261</td> </tr> <tr> <td>(株)スリー・ティー 神島センター</td> <td>砺波市神島115</td> </tr> <tr> <td>(株)スリー・ティー 東中センター</td> <td>砺波市東中75</td> </tr> <tr> <td>(株)スリー・ティー 庄川センター</td> <td>砺波市庄川町青島208</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(株)スリー・ティー トナミ倉庫	砺波市鷹栖1913	(株)スリー・ティー 本社倉庫	砺波市鷹栖2305	(株)スリー・ティー 中央倉庫	砺波市鷹栖2261	(株)スリー・ティー 神島センター	砺波市神島115	(株)スリー・ティー 東中センター	砺波市東中75	(株)スリー・ティー 庄川センター	砺波市庄川町青島208	(略)	(略)	
	(新設)	(新設)																				
(略)	(略)	(略)																				
(株)スリー・ティー トナミ倉庫	砺波市鷹栖1913																					
(株)スリー・ティー 本社倉庫	砺波市鷹栖2305																					
(株)スリー・ティー 中央倉庫	砺波市鷹栖2261																					
(株)スリー・ティー 神島センター	砺波市神島115																					
(株)スリー・ティー 東中センター	砺波市東中75																					
(株)スリー・ティー 庄川センター	砺波市庄川町青島208																					
(略)	(略)																					
2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）	2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）																					
(略)	(略)																					
緊急輸送道路図（令和4年4月） 	緊急輸送道路図（令和6年4月） 	緊急輸送道路図の変更に伴う修正																				
なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正																				
(新設)	国及び県は、北陸圏域の道路啓開等の計画の作成にあたり、各県の異なる状況を踏まえ、道路管理者（北陸地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）と関係機関（警察、自衛	災害対応検証を踏まえ修正																				

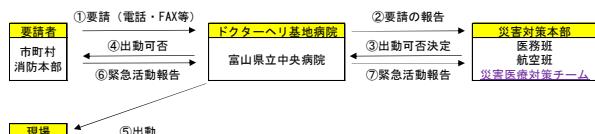
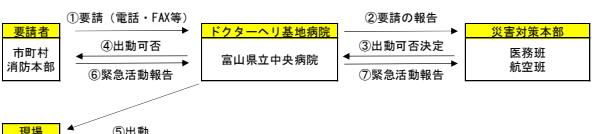
- 29 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
	隊、建設業協会、測量設計業協会等)が地区WGの開催等により情報共有を図りながら、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、連携を支援するものとする。	
3 (略)	3 (略)	
4 緊急航空路の確保 (県地方創生局、県厚生部、県警察本部、市町村)	4 緊急航空路の確保 (県交通政策局、県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村)	組織改正に伴う修正
(略)	(略)	
5 (略)	5 (略)	
第6 航空防災体制の強化	第10 航空防災体制の強化	
1 (略)	1 (略)	
2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制	2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制	
(1) 緊急運航要請 (略)	(1) 緊急運航要請 (略)	
		実態に合わせ修正
3 (略)	3 (略)	
4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制 (県厚生部)	4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制 (県厚生部)	

- 30 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
(1) 緊急運航要請	(1) 緊急運航要請	
(略)	(略)	
		実態に合わせ修正
第7 相互応援体制の整備	第11 相互応援体制の整備	
県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画(平成19年3月)を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。 さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。 県では、現在、次のとおり協定等を締結している。	県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 そして、県及び市町村は、県内外の被災市町村を支援するため、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館・公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	災害対応検証を踏まえ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正

- 31 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。</p> <p>さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。</p> <p>災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県庁各部局や市町村等と共有するものとする。</p> <p>県では、現在、次のとおり協定等を締結している。</p>	災害対応検証を踏まえ修正
1 国の機関等との相互協力 (1)～(2)（略） <u>（新設）</u>	<p>1 国の機関等との相互協力 (1)～(2)（略）</p> <p><u>（3）環境省等との連携（環境省、中部地方環境事務所、県生活環境文化部）</u> ア 災害時の相互支援に関する計画 環境省中部地方環境事務所と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県から構成される大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）」（平成29年2月14日）を策定し、県域を越えた連携が必要な大規模災害が発生した場合の地域ブロック内の自治体間の人的、物的相互支援の手順を定めている。</p> <p>イ 専門機関及び廃棄物処理団体による現地支援 環境省では、研究機関、専門機関及び廃棄物関係団体等から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を運営し、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物対策に係る専門家・技術者の派遣や被災自治体の災害廃棄物処理等に関する現地支援を行うこととなっている。</p>	環境省の 人的支援等の枠組みの活用について記載

- 32 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>ウ 自治体職員による人的支援 環境省では、災害廃棄物対応の経験を有する自治体職員を支援員として登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、大規模災害が発生した場合に支援員を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言、マネジメントの支援を行うこととなっている。</p>	
2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） (1)～(2)（略） <u>（新設）</u>	<p>2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） (1)～(2)（略）</p> <p><u>（3）県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> 先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。 また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</p>	災害対応検証を踏まえ修正
3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。	<p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p><u>（1）県と防災関係機関との相互協力</u> 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時からの関係づくりに努める。</p>	災害対応検証を踏まえ修正
ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）	<p>ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 令和5年9月26日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-3 災害救助法に基づく日本赤十字社富山県支部への委託に関する富山県知事と日本赤十字社富山県支部長</p>	協定内容の見直しによる修正

- 33 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(新設)</u>	<u>す 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u>	
	県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年3月1日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時における物資の提供に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>(新設)</u>	<u>せ 株式会社ダイワテックとの協定</u>	
	県と株式会社ダイワテックは、令和5年3月28日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>(新設)</u>	<u>そ 公益社団法人富山県バス協会との協定</u>	
	県と公益社団法人富山県バス協会は、令和5年4月24日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>(新設)</u>	<u>た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協定</u>	
	県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、令和5年6月30日に「災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>(新設)</u>	<u>ち 一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定</u>	
	県と一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、令和5年7月31日に「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協力について取り決めている。	協定締結による修正
<u>(新設)</u>	<u>つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u>	
	県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令	協定締結

- 34 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供給に関する協力について取り決めている。	による修正
(2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)</u>	(2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(削除)</u>	資料編に合わせて修正
イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県L Pガス災害対策要綱を定めており、災害時にはL Pガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。	イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会では、県、市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を締結するとともに、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」、また、中部五県の協会で「中部地区L Pガス連合会災害時相互応援協定」を締結しているほか、富山県L Pガス災害対策要綱を定めており、災害時にはL Pガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。	協定締結による修正
エ (略)	エ (略)	
4 公共的団体等の協力（市町村）	4 公共的団体等の協力（市町村）	
(略)	(略)	
5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）	5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）	
県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。	県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。	
<u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わ せ 修 正

- 35 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
(略)	(略)	
第8 積雪時の震災対策 1～2 (略) 3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村） ア～ウ (略) <u>(新設)</u>	第12 積雪時の震災対策 1～2 (略) 3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村） ア～ウ (略) <u>エ 積雪期における情報収集体制の確立</u> <u>無人航空機を活用したレーザー測量など最新技術の導入や防災関係機関・民間との連携促進等により、積雪期においても被災状況の把握が遅れることがない情報収集体制の確立を図る。</u>	災害対応検証の結果に合わせ修正
第9 災害復旧・復興への備え <u>(新設)</u>	第13 災害復旧・復興への備え <u>1 遺体安置所の指定</u> <u>県は、市町村と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。</u>	災害対応検証の結果に合わせ修正
1 災害廃棄物の発生への対応 (略) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	2 災害廃棄物の発生への対応 (略) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担・手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他の具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。	災害対応検証に伴う修正
県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理で	県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理で	災害対応検証に伴

- 36 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
きるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	きるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制・役割分担・手順、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的に実施し、顔の見える関係づくりに努める。	う修正
(略)	(略)	
<u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u>	<u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u>	
第5節 救援・救護体制の整備	第5節 救援・救護体制の整備	
第1 消防力の強化	第1 消防力の強化	
1 出火の防止（県危機管理局、市町村） (1) 一般家庭に対する指導 ア～キ (略) <u>(新設)</u>	1 出火の防止（県危機管理局、市町村） (1) 一般家庭に対する指導 ア～キ (略) <u>ク 感震ブレーカーの普及</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わ セ 修 正
2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村） (1) (略) (2) 消防設備等の強化 ア (略)	2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村） (1) (略) (2) 消防設備等の強化 ア (略)	
イ 市町村は、消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。	イ 市町村は、 <u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u> 消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わ セ 修 正

- 37 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	消防設備の整備を促進する。	正
3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） (1)～(2)（略） (3) 医療機関との連携体制  ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。 イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。 <u>(資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」 ※1～5（略） (新設)</u>	3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） (1)～(2)（略） (3) 医療機関との連携体制  ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。 イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム（EMIS※6）の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。 <u>(削除) ※1～5（略） ※6 広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System。略称「EMIS」) 災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム</u>	資料の修正に伴う修正
4～5（略） <u>（新規）</u>	4～5（略） <u>6 治安維持対策の検討（県警察本部、市町村） 震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、県、市町村、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。</u>	災害対応検証に伴う修正

- 38 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第2 医療救護体制の整備	第2 医療救護体制の整備	
1 緊急連絡網（県厚生部） 県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。 2～6（略） 7 後方医療体制（県厚生部） (1) 災害拠点病院の整備 ア（略） イ 設置 (ア) 基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院 砺波 砺波総合病院	1 緊急連絡体制（県厚生部） 県保健医療福祉調整本部を構成する関係各課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。 2～6（略） 7 後方医療体制（県厚生部） (1) 災害拠点病院の整備 ア（略） イ 設置 (ア) 基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院、 済生会富山病院 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院 砺波 市立砺波総合病院	組織改正に伴う修正 時点修正
(2) 後方病院の整備 ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。 イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 富山県病院名簿」、「9-2 公的病院名簿」） (略)	ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。 イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への登録促進に努めるものとする。（資料「9-2 公的病院名簿」） (略)	広域災害・救急医療情報システムに関して略称「EMIS」の併記を統一するもの資料削除に伴う修正

- 39 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	
<u>(新設)</u>	市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村） (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保	1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、 <u>県警察本部、市町村、防災関係機関</u> ） (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保	
ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定	ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所	

- 40 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般的避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、 <u>人工呼吸器</u> や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	を指定しておくものとする。また、市町村は、一般的避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める上ともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、 <u>人工呼吸器</u> や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 誤字修正
(略)	(略)	
指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。	指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。 <u>また、県及び市町村は、避難者が迅速に避難できるよう、市町村の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。</u>	災害対応検証に伴う修正
(略)	(略)	
市町村は、災害時には、必要に応じ、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や	市町村は、災害時には、必要に応じ、 <u>避難情報</u> の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物の受け入れ方法</u> 等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指	国の防災基本計画の記載に合わせ修正

- 41 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)	定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)	
市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 <u>県は、市町村と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換、情報共有を行うための体制を整備する。</u> さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援するものとする。	災害対応検証に伴う修正
(略)	(略)	
県及び市町村は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
(略)	(略)	
<u>（新設）</u>	<u>県及び市町村は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。</u>	災害対応検証に伴う修正
<u>（新設）</u>	<u>県は、広域避難における関係機関の連携・協力</u>	災害対応

- 42 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルの整備に努めるものとする。また、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。</u>	検証に伴う修正
<u>（新設）</u>	<u>また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。</u>	災害対応検証に伴う修正
イ 指定避難所における施設、設備の整備	イ 指定避難所における施設、設備の整備	
市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。	市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、 <u>TKBS（トイレ・キッチン・ベッド・シャワー）等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。さらに、県及び市町村は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u>	災害対応検証に伴う修正
(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、 <u>段ボールベッド</u> 、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L Pガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、 <u>テント</u> 、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L Pガス設備等の整備に努める <u>とともに</u> 、 <u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u> なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、 <u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの</u>	災害対応検証に伴う修正

- 43 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>結果を踏まえ品目・数量を検討する。</u>  <u>また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。</u>  <u>さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	
(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。  また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。  さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。	<p>(イ) 井戸、<u>給水タンク</u>、仮設（簡易）トイレ、<u>マシンホールトイレ</u>、マット、<u>ガス設備</u>、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する  <u>とともに、令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。</u>  <u>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</u>  <u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	災害対応検証に伴う修正
ウ 指定避難所における運営体制の整備	ウ 指定避難所における運営体制の整備	
指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた	<p><u>(ア)</u> 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、<u>自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し</u>、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所</p>	災害対応検証に伴う修正

- 44 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、 <u>定期的な</u> 訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	
(略)	(略)	
また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、 <u>避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。</u>	災害対応検証に伴う修正
	<p><u>さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 载 に 合 わせ 修 正
県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における <u>新型</u> 感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。	県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、 <u>市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方にについて検討し、策定指針の見直しを行うものとする。</u> また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。	災害対応検証に伴う修正
<u>(新設)</u>	<u>(イ) 県及び市町村は、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努める</u>	災害対応検証に伴う修正

- 45 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	ものとする。	
<u>(新設)</u>	<u>(ウ) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者等が発生する場合は、車中泊避難者のための専用スペースの確保や、在宅避難者の支援拠点の確保を検討するとともに、関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努めるものとする。</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保	(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保	
市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。	市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言を行うとともに施設の必要性等に関する市町村と住民の話し合いを促進するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と災害時の施設利用についての協定締結を検討するとともに、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。津波避難ビルの指定等についても必要に応じて検討する。	災害対応検証に伴う修正
住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。	住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等について、周知徹底することとする。	
(3) 避難道路の確保	(3) 避難道路の確保	
(略)	(略)	
2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関）	2 市町村等の避難計画（県、市町村、各関係機関）	
(略)	(略)	
市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。 (略)	市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するとともに、徒步避難を原則としつつ、地震被害想定調査結果による道路の被害状況、津	災害対応検証に伴う修正

- 46 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>波シミュレーション調査結果における津波到達時間、令和6年能登半島地震における人流データの分析、県民アンケートで把握した住民の避難行動の実態などを踏まえ、徒步避難と車両避難のすみ分けもなどの適切な避難のあり方にについて、市町村や関係機関と検討を行うものとする。</u> (略)	
3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	
大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。	大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定や、令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、品目や数量を適宜見直し、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。	災害対応検証に伴う修正
(略) さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。	(略) <u>県及び市町村は、物資の迅速な配布のため、県物資拠点運営・輸送マニュアルを適宜見直すとともに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、令和6年能登半島地震を踏まえた備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共にし、連携を強化を図る。</u>	災害対応検証に伴う修正
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 食料の確保	(2) 食料の確保	
ア～イ (略)	ア～イ (略)	
エ 輸送	エ 輸送	
(ア) (略)	(ア) (略)	
(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理	(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理	災害対応

- 47 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。	の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。	検証に伴う修正
(3) 生活必需品の確保	(3) 生活必需品の確保	
ア 生活必需品の確保	ア 生活必需品の確保	
(ア) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。	(ア) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。 <u>また、市町村は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜、見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。</u>	災害対応検証に伴う修正
(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。	(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。	災害対応検証に伴う修正
<u>(新規)</u>	<u>(キ) 県は、市町村と連携し、県内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進するものとする。</u>	災害対応検証に伴う修正
<u>(新規)</u>	<u>(ク) 市町村は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市町村が備蓄する品目以外の個人備蓄を</u>	災害対応検証に伴う修正

- 48 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>奨励するものとする。</u>	
	イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達	
<u>(ア) (略)</u>	<u>(ア) (略)</u>	
<u>(新規)</u>	<u>(イ) 市町村は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。</u>	災害対応検証に伴う修正
<u>(エ) (略)</u>	<u>(エ) (略)</u>	
ウ 救援及び輸送 (略) <u>(資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」(略) )</u>	ウ 救援及び輸送 (略) <u>(資料「5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」(略) )</u>	資料編と対応するよう修正
(4) ~ (5) (略)	(4) ~ (5) (略)	
4~5 (略)	4~5 (略)	
第4 災害救援ボランティア活動の支援 (略)	第4 災害救援ボランティア活動の支援 (略)	
一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部十字社富山県支部、 <u>ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受け入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行う</u> ものとする。	一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、 <u>防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る</u> ものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボラン	国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボラン	

- 49 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
ティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	ティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	
<u>(新設)</u>	<u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正
<u>(新設)</u>	<u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正
<u>(新設)</u>	<u>県、市町村及び関係機関は、ボランティアセンターと行政等の公的機関が連携し、様々なメディアを活用して積極的に情報を発信する方法を検討する。 また、県は、他県へのボランティア派遣についても円滑に実施できるよう平常時から関係都道府県と連携を密に行い、顔の見える関係づくりに努める。</u>	災 害 対 応 検 証 に 伴 う 修 正
(略)	(略)	
2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村）	2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村）	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(3) 災害中間支援組織の育成等 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるものとする。 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正

- 50 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<u>祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）	3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）	
(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営	(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営	
災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。	災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、 <u>被災者に対するボランティア活用の呼びかけ方法</u> などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。	災 害 対 応 検 証 に 伴 う 修 正
<u>(新設)</u>	<u>(2) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携 県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正
<u>(2) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>	
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>	
<u>(4) 防災訓練への参加</u> 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。	<u>(5) 防災訓練への参加・研修等の実施 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。</u>	災 害 対 応 検 証 に 伴 う 修 正
<u>(新設)</u>	<u>(6) 資機材の整備及び活用体制の構築 ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワーク</u>	災 害 対 応 検 証 に 伴 う 修 正

- 51 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	に関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。	
<u>(新設)</u>	<u>(7) 災害救援ボランティアセンター運営業務の効率化</u> <u>災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行い、人力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
(略)	(略)	
第6 孤立集落の予防 (略)	第6 孤立集落の予防 (略)	
1 実態の調査等（市町村） <u>市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。</u>	1 実態の調査等（県、市町村） <u>県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」に地区防災計画の策定に関する規定の追加や、令和6年能登半島地震を踏まえた見直しを行い、市町村や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。</u> <u>また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
2～3 (略)	2～3 (略)	
4 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）	4 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）	
<u>(新設)</u>	<u>(1) 地域強靭化対策</u> <u>県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織の防災力向上に資する取組支援を検討するものとする。また、停電や断水等のライフライン供給停止にも対応できるオフグリッド化のための資機材等の整備を支援する。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
<u>(1) 食料等生活必需物資の確保</u>	<u>(2) 食料等生活必需物資の確保</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(3) 対応手順の整理</u> <u>複数箇所で孤立が発生することを想定し、行政として</u>	<u>災害対応検証を踏</u>

- 52 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	ての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。	まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>(4) アクセスルートの確保対策</u> <u>県及び市町村は、関係機関と連携し、情報共有を図り、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画の検討を推進するとともに、発災時期により気候条件が異なることを考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討するとともに、計画的な道路整備及び道路寸断の要因となる倒木の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>また、空や海からの救助、物資輸送を想定し、ヘリコプターの離着陸やエアクラッシュ艇の揚陸可能な地点の調査に努めるものとする。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
<u>(2) 緊急、救助実施計画</u>	<u>(5) 緊急、救助実施計画</u>	
(略)	(略)	
第6節 防災行動力の向上	第6節 防災行動力の向上	
第1 防災意識の高揚	第1 防災意識の高揚	
(略) その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。	(略) その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正
1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）	1 職員に対する防災教育（各防災関係機関）	
防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。 また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中	防災関係機関は、防災業務に従事する職員（震災時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む）に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。 また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザード	災害対応検証を踏まえた修正

- 53 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。	マップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。	
(1) 教育の方法 ア～イ（略）  <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	(1) 教育の方法 ア～イ（略）  <u>ウ 国等が実施する研修への派遣</u> <u>エ 防災土養成研修の受講（県職員枠による受講）</u>	
<u>カ</u> （略）	<u>オ</u> （略）	
<u>エ</u> （略）	<u>カ</u> （略）	
(2) 教育内容	(2) 教育内容	
ア 各機関の防災体制と各自の任務分担  イ 非常参集の方法	ア 各機関の防災体制と各自の任務分担 <u>と指揮命令系統</u>  イ <u>職員の安否確認の実施基準と</u> 非常参集の方法	災害対応検証を踏まえた修正
ウ～カ（略）  <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	ウ～カ（略）  <u>キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有</u> <u>ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）</u> <u>ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>キ</u> （略）	<u>コ</u> （略）	
2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）  (1)（略）  (2) 防災教育の充実  ア 学校教育における防災教育 (ア)～(ク)（略）  (キ) 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。	2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）  (1)（略）  (2) 防災教育の充実  ア 学校教育における防災教育 (ア)～(ク)（略）  (キ) <u>ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正

- 54 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(ク)～(ケ)（略）	(ク)～(ケ)（略）	
3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	
県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながら <u>その危険性</u> を周知するものとする。	県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を <u>多様な手段により推進する</u> 。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果 <u>や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態</u> を示しながら <u>危険性や適切な避難行動の重要性を</u> 周知するものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
(1)（略）	(1)（略）	
(2) 普及の内容 ア（略）	(2) 普及の内容 ア（略）	
イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）	イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）	
①地震 (略)	①地震 (略)	
②津波 (略)	②津波 (略)	
・津波の特性に関する情報……富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など	・津波の特性に関する情報……富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、 <u>避難の継続や応急活動の支援が必要であること</u> 、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など	国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正

- 55 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報	
ウ～カ（略）	ウ～カ（略）	
キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示	キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示	
国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。	国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うとともに、表示物の活用を県民に周知するよう努めるものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高のかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	ク デジタル技術の活用 県及び市町村は、津波からの迅速な避難のため、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔などを住民に周知するため、平時から県のシステムレスデジタル防災マップや防災アプリの活用を促すとともに、津波発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
4～5（略）	4～5（略）	
6 災害教訓の伝承	6 災害教訓の伝承	
国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるも	災害対応検証を踏まえた修正

- 56 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	のとする。 <u>県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、府内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。</u>	
第2 自主防災組織の強化 (略)	第2 自主防災組織の強化 (略)	
県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。	県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や <u>自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討</u> 等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。	災害対応検証を踏まえた修正
(略)	(略)	
1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 ア（略） イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(f) (略) <u>（新設）</u>	1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 ア（略） イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(f) (略) <u>(g)その他必要な訓練</u>	
c～d (略) (イ) 災害時の活動	c～d (略) (イ) 灾害時の活動	災害対応検証を踏まえた修正

- 57 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
a (略)	a (略)	
<u>(新設)</u>	<u>b 近所への呼びかけ</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>b (略)</u>	<u>c (略)</u>	
<u>c (略)</u>	<u>d (略)</u>	
<u>d (略)</u>	<u>e (略)</u>	
<u>e (略)</u>	<u>f (略)</u>	
(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成	(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成	
災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成するとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。	災害時において重要な役割を担う自主防災組織 <u>地域の防災リーダー</u> の育成充実を図るため、県で防災士養成研修や <u>スキルアップ研修等</u> を実施し、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、 <u>住民主体の地区防災計画</u> の作成を推進できる防災士を数多く養成する。また、女性防災士の養成を推進し、 <u>女性の視点や経験を活かした防災活動の強化</u> を図る。併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や <u>防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会</u> の提供に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
(3) 自主防災組織の活動環境の整備	(3) 自主防災組織の活動環境の整備	
市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。	市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備、 <u>孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材</u> に対しても、市	災害対応検証を踏まえた修正

- 58 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	町村とともに支援するものとする。	
(4) 自主防災組織の訓練の充実	(4) 自主防災組織の訓練の充実	
震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。	震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、 <u>安否確認訓練</u> 、応急救護訓練、避難訓練、 <u>避難所開設・運営訓練</u> 等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。	災害対応検証を踏まえた修正
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)	
2 企業防災の促進（県危機管理局、市町村）	2 企業防災の促進（県危機管理局、市町村）	
(略) このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 (略)	(略) このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むとともに、 <u>企業が令和6年能登半島地震を踏まえ、実効性のある事業継続計画（BCP）への見直しを積極的に行う仕組みを検討する必要がある。</u> (略)	災害対応検証を踏まえた修正
(1)～(3) (略) 3 (略)	(1)～(3) (略) 3 (略)	
第3 防災訓練の充実	第3 防災訓練の充実	
(略)	(略)	
また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行 <sub>い</sub> 、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間	また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏	災害対応検証を踏まえた修正

- 59 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど、実践的なものとなるよう工夫する。	まるで、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、 <u>発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。</u>	
(略)	(略)	
1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）	1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）	
(略)	(略)	
(1) 県	(1) 県	
ア 訓練項目	ア 訓練項目	
(イ) 情報収集・伝達訓練	(イ) 情報収集・伝達訓練（各種情報共有システムを用いた訓練、無人航空機を活用した情報収集訓練等）	災害対応検証を踏まえた修正
(ウ)～(オ) (略)	(ウ)～(オ) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(カ) 物資拠点運営・物資輸送訓練</u>	災害対応検証を踏まえた修正
イ 実施時期等 防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。	イ 実施時期等 共催する市町村と調整し決定する。	実態に合わせ修正
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 訓練への参加	(3) 訓練への参加	
県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。	県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努めるものとする。	実態に合わせ修正
2 個別防災訓練（各防災関係機関）	2 個別防災訓練（各防災関係機関）	

- 60 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) 職員参集訓練	(1) 職員参集訓練	
県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。	県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正
(2) (略)	(2) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(3) 情報収集・伝達訓練</u> 各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>(4) 避難所開設・運営訓練</u> 市町村及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(3) 消防訓練</u> 消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一緒にとなった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。	<u>(5) 消防訓練</u> 消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一緒にとなった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。	
<u>(新設)</u>	<u>(6) 保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練</u> 県は、厚生センター、市町村、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMA T調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保健医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>(7) 道路啓開訓練</u> 道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手順	災害対応検証を踏まえた修正

- 61 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。	正
(4) (略)	(8) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(9) 避難誘導訓練</u> 県及び警察は、車両避難により混乱が生じることがないよう、住民等の協力のもと、車両避難者の誘導訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>(10) 物資拠点運営・救援物資輸送訓練</u> 県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための府内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく図上及び実動訓練を実施する。	災害対応検証を踏まえた修正
(5) (略)	(11) (略)	
(6) (略)	(12) (略)	
(7) (略)	(13) (略)	
(8) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。	(14) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策 <u>並</u> 事業継続計画（BCP）に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
3 (略)	3 (略)	
4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進	4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進	
県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の <u>適切な</u> 避難行動 <u>や避難先、避難所の開設・運営方法</u> 、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	災害対応検証を踏まえた修正

- 62 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
5 防災訓練におけるよる配慮者への配慮	5 防災訓練におけるよる配慮者への配慮	
県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い、 <u>プライバシーの確保</u> 等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
6 (略)	6 (略)	
第4 要配慮者の安全確保	第4 要配慮者の安全確保	
1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）	1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）	
(1) 避難行動要支援者の支援	(1) 避難行動要支援者の支援	
ア 避難支援体制の整備	ア 避難支援体制の整備	
避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう <u>市町村を支援する</u> 。 (略)	避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、 <u>要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う</u> 。 (略)	災害対応検証を踏まえた修正
イ 避難行動要支援者名簿の作成	イ 避難行動要支援者名簿の作成	
市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や 福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする	市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や 福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切	国防災基本計画の記載に合わせ修正

- 63 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。ま</p>	<p>に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。<u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携</p>	
		- 64 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
た、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。	
ウ（略）	ウ（略）	
（2）要配慮者の支援	（2）要配慮者の支援	
ア（略）	ア（略）	
イ 在宅の要配慮者対策	イ 在宅の要配慮者対策	
市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める <u>（追記）</u> 。	市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める <u>とともに、要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
2（略）	2（略）	
3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村 <u>（追記）</u> ）	3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、 <u>関係機関</u> ）	災害対応検証を踏まえた修正
（1）防災知識の普及・啓発	（1）防災知識の普及・啓発	
県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。	県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、 <u>デジタル技術も活用して</u> 日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。	災害対応検証を踏まえた修正
（2）災害時の支援体制の整備	（2）災害時の支援体制の整備	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>県及び市町村は、災害時における外国语による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</p>	<p>県及び市町村は、災害時における外国语による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、<u>外国人住民の居住地の把握</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、<u>富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練を実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。</u></p>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
<u>(新設)</u>	<u>県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、外国人向けの防災情報をまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
<u>(新設)</u>	<u>県は、市町村向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。</u>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
(3) (略)	(3) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(4) 富山県災害多言語支援センターの運営訓練</u> 県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
第7節 調査研究 (略)	第7節 調査研究 (略)	国 の 防 灾

- 66 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。 (略)	このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。 <u>また、災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。</u> (略)	<u>基本計画の記載に合わせ修正</u>
第1～2 (略)	第1～2 (略)	
<b>第3章 地震・津波災害応急対策</b>	<b>第3章 地震・津波災害応急対策</b>	
第1節 応急活動体制	第1節 応急活動体制	

- 67 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
第1 県の活動体制 (略) なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。 <u>(新設)</u>	第1 県の活動体制 (略) なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。 <u>また、体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正																								
1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	配備基準に災害対策本部自動設置を明記																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>           ①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき            又は            ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき            又は  <u>③県下に「地震動」特別警報（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表されたとき</u>            又は  <u>④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u> </td> <td>           防災・危機管理課            消防課            広報課            管財課            厚生企画課            医務課            建設技術企画課            警備課         </td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>           ①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき            又は  <u>②知事（本部長）が必要と認め</u> </td> <td>           全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。         </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1非常配備	(略)	(略)	第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は <u>③県下に「地震動」特別警報（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表されたとき</u> 又は <u>④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u>	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課	第3非常配備	①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は <u>②知事（本部長）が必要と認め</u>	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>           ①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき  <u>（災害対策本部自動設置）</u>            又は  <u>②県沿岸に大津波警報が発表されたとき</u>  <u>（災害対策本部自動設置）</u>            又は  <u>（削除）</u>  <u>③知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u> </td> <td>           防災・危機管理課            消防課            広報課            管財課            厚生企画課            医務課            建設技術企画課            警備課         </td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td> <u>①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき</u>  <u>（災害対策本部自動設置）</u>            又は         </td> <td>           全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。         </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1非常配備	(略)	(略)	第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は <u>②県沿岸に大津波警報が発表されたとき</u> <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は <u>（削除）</u> <u>③知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u>	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課	第3非常配備	<u>①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき</u> <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。	
種別	配備基準	配備体制																								
第1非常配備	(略)	(略)																								
第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は <u>③県下に「地震動」特別警報（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表されたとき</u> 又は <u>④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u>	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課																								
第3非常配備	①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は <u>②知事（本部長）が必要と認め</u>	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。																								
種別	配備基準	配備体制																								
第1非常配備	(略)	(略)																								
第2非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は <u>②県沿岸に大津波警報が発表されたとき</u> <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は <u>（削除）</u> <u>③知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</u>	防災・危機管理課 消防課 広報課 管財課 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課																								
第3非常配備	<u>①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき</u> <u>（災害対策本部自動設置）</u> 又は	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。																								

- 68 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
当該配備を指令したとき (2) (略) (3) 動員計画 ア 全職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。 ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示を受ける。 なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。	②知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき (2) (略) (3) 勤務計画 ア 全職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。 ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示を受ける。 なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。 <u>また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
イ 勤員班長（人事課長）は、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。	イ 勤員班長（人事課長）は、職員の安否と参集可否の確認方法をあらかじめ整理し、職員に対して周知するとともに、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。	災害対応検証を踏まえた修正
ウ (略) <u>(新規)</u>	ウ (略) <u>エ 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
(4) 勤員の伝達 ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長（防災・危機管理課長）は、必要に応じ、「富山県総合防災情報シ	ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長（防災・危機管理課長）は、必要に応じ、「富山県総合防災情報シ	災害対応検証を踏まえた修

- 69 -

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
ステム」により関係職員に一斉連絡する。	ステム」やデジタルツール等を活用し、関係職員に一斉連絡する。	正
イ（略）	イ（略）	
ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。	ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。	災害対応検証を踏まえた修正
2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）	2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）	
(1) 設置基準 ア 県の地域で震度 <u>6</u> 弱以上の地震を観測したとき。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> イ（略）	(1) 設置基準 ア 県の地域で震度 <u>5</u> 弱以上の地震を観測したとき。 イ 県沿岸に大津波警報が発表されたとき。 ウ 県の地域において地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要がある エ（略）	能登半島地震発生を踏まえ、設置基準を見直し
(2) 組織 ア 本部 (ア) (略) (イ) (略)	(2) 組織 ア 本部 (ア) (略) (イ) (略)	
県災害対策本部組織図	県災害対策本部組織図	組織改編による

- 70 -

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
(ウ) ~ (エ) (略)	(ウ) ~ (エ) (略)	

- 71 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(才) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。  なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における地域災害医療対策会議とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。	(才) 医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。  保健医療福祉調整本部は、市町村や関係機関と連携し、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行うとともに、避難所における保健医療福祉ニーズ等の収集及び提供、心のケアを含めた被災者の健康管理に関する総合調整、保健医療福祉活動チームの派遣調整等、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。  なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた都道府県職員等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人の支援を求めるとともに、支援体制を整備するものとする。	災害対応検証を踏まえた修正  厚生部内に「保健医療福祉調整本部」、被災現地を所管する厚生センター管内に「地域医療福祉調整本部」を設置
<u>(新設)</u>	(カ) 孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、プロジェクトチームの設置を検討する。	災害対応検証を踏まえた修正
イ～ウ（略）	イ～ウ（略）	
(3) 設置場所	(3) 設置場所	
ア 災害対策本部  災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。	ア 災害対策本部  災害対策本部員室は防災危機管理センター5階大會議室、災害対策本部室は防災危機管理センター4階オペレーションルームに置く。	実際に合わせて修正
イ～ウ（略）	イ～ウ（略）	

- 72 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(4) 設置の通知等	(4) 設置の通知等	
ア 県職員	ア 県職員	
(ア)（略）	(ア)（略）	
(イ) 勤務時間外に設置されたとき	(イ) 勤務時間外に設置されたとき	
総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。 イ（略）	総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」やデジタルツール等により周知する。 イ（略）	災害対応検証を踏まえた修正
(5) 本部員会議	(5) 本部員会議	
ア（略）	ア（略）	
イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。	イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。 <u>ただし、災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定期開催とする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。	ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。  <u>また、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、市町村が本部員会議に出席できる体制とする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
エ（略）	エ（略）	
(6) 災害対策本部室	(6) 災害対策本部室	
ア～イ（略）	ア～イ（略）	
ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームに配置する。	ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員・保健医療福祉調整本部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チームに配置する。	保健医療福祉調整本部連絡員を灾害対策本部室に配置
エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること	エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること	災害対策本部内に

- 73 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること (キ) <u>災害医療対策チームに関すること</u> (ク) その他本部長が指示した事項に関すること	(イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること (キ) その他本部長が指示した事項に関すること	<u>災害医療対策チームを設置しない想定であるため、削除</u>
(7) ~ (9) (略) 第2~3 (略)	(7) ~ (9) (略) 第2~3 (略)	
第4 災害救援ボランティアの受入れ	第4 災害救援ボランティアの受入れ	
大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、 <u>新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u>	大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。 <u>内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u> <u>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u> ま	<u>国 の 防 灾 基 本 計 画 の 記 載 に 合 わせ 修 正</u>

- 74 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	た、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	
1 ~ 2 (略)	1 ~ 2 (略)	
3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）	3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）	
市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。	市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、 <u>ボランティアの活用</u> 等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。	<u>災 害 対 応 檢 証 を 踏 まえた 修 正</u>
4 (略) (1) ~ (2) (略) <u>（新設）</u>	4 (略) (1) ~ (2) (略) <u>(3) その他</u> <u>県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u>	<u>国 の 防 灾 基 本 計 画 に 合 わせ た 修 正</u>
第5 (略)	第5 (略)	
第2節 情報の収集・伝達	第2節 情報の収集・伝達	
第1 被害状況等の収集・伝達活動	第1 被害状況等の収集・伝達活動	
(略)	(略)	
市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。	市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に <u>対して定期的に</u> 伝達する。	<u>災 害 対 応 檢 証 を 踏 まえた 修 正</u>
1 ~ 3 (略)	1 ~ 3 (略)	
4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）	4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）	

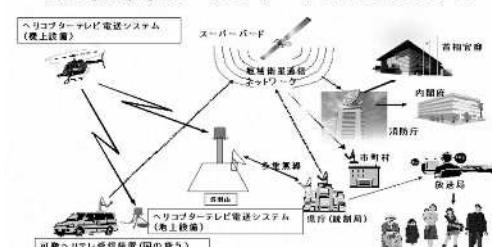
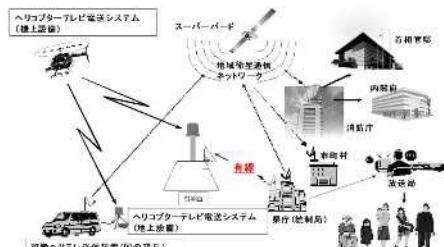
- 75 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	
(3)被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。	(3)被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送による映像を関係機関に共有し、有効に活用する。	災害対応検証を踏まえた修正
5 被害情報の収集活動（県各部局）  (略)  このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。	5 被害情報の収集活動（県各部局）  (略)  このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関に共有する。	災害対応検証を踏まえた修正
(1)市町村、消防本部からの情報収集 被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。	(1)市町村、消防本部からの情報収集 被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集するほか、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する。	災害対応検証を踏まえた修正
(2)（略）	(2)（略）	
(3)ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。	(3)ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
(4)（略）	(4)（略）	

- 76 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																				
<b>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</b>    (5)～(10)（略）  <u>（新設）</u>	<b>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</b>    (5)～(10)（略）  <u>（11）最新技術を用いた情報収集 無人航空機を活用したレーザー測量等、最新のICT技術を用いて情報を収集する。</u>	実態に合わせ修正  災害対応検証を踏まえた修正																																				
6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。  <table border="1"><thead><tr><th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考（室課名）</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ガス施設被害</td><td>生活環境文化部環境保全課</td><td>環境保全課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>鉄道施設被害</td><td>地方創生部 地域交通・新幹線政策班</td><td>総合交通政策室</td></tr><tr><td>空港設被害</td><td>地方創生部 航空政策班</td><td>総合交通政策室</td></tr></tbody></table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）	（略）	（略）	ガス施設被害	生活環境文化部環境保全課	環境保全課	（略）	（略）	（略）	鉄道施設被害	地方創生部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	空港設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室	6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。  <table border="1"><thead><tr><th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考（室課名）</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ガス施設被害</td><td>危機管理部 総務班</td><td>消防課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>鉄道施設被害</td><td>交通政策部 地域交通・新幹線政策班</td><td>地域交通・新幹線政策室</td></tr><tr><td>空港設被害</td><td>交通政策部 航空政策班</td><td>航空政策課</td></tr></tbody></table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）	（略）	（略）	ガス施設被害	危機管理部 総務班	消防課	（略）	（略）	（略）	鉄道施設被害	交通政策部 地域交通・新幹線政策班	地域交通・新幹線政策室	空港設被害	交通政策部 航空政策班	航空政策課	組織改正に伴う修正
被害項目	担当部班	備考（室課名）																																				
（略）	（略）	（略）																																				
ガス施設被害	生活環境文化部環境保全課	環境保全課																																				
（略）	（略）	（略）																																				
鉄道施設被害	地方創生部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室																																				
空港設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室																																				
被害項目	担当部班	備考（室課名）																																				
（略）	（略）	（略）																																				
ガス施設被害	危機管理部 総務班	消防課																																				
（略）	（略）	（略）																																				
鉄道施設被害	交通政策部 地域交通・新幹線政策班	地域交通・新幹線政策室																																				
空港設被害	交通政策部 航空政策班	航空政策課																																				
※1 （略） 2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに総合政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。	※1 （略） 2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに危機管理部総務班（防災・危機管理課）に報告する。																																					
7（略）	7（略）																																					

- 77 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 (略) (1) ~ (2) (略)	8 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、デジタルツール等を積極的に活用して、迅速に被害の状況の情報を収集するとともに、関係機関と共有する。なお、被害状況は定期的に収集するとともに、早期の段階で電子化を図り、各機関に最新の情報を円滑に共有できるよう努める。 (略)	災害対応検証を踏まえ修正
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 (略) (1) ~ (2) (略)	道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、 <u>県及び被災市町村は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u> (略) (1) ~ (2) (略)	災害対応検証を踏まえ修正
第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動	第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動	
1 地震に関する情報 (略) <u>地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。</u> <u>また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせてお知らせする。</u> <u>また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。</u> <u>その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地</u>	1 地震に関する情報 (略) <u>気象庁では、地震発生直後から地震や津波に関するさまざまな情報が発表される。</u>	以降内容が類似するため、修正

- 78 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報を発表する。</u>		
(1) 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について	(1) 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について	発表基準を具体的に示すため修正
区分 情報発表の名称 内容	区分 情報発表の名称 内容	
地震動特別警報 「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」 最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>強烈揺れ</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動特別警報 「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」 最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 <u>震度4以上</u> が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	
(2) 地震情報の種類、発表基準と内容	(2) 地震情報の種類、発表基準と内容	気象庁の表記に合わせ修正
地震情報の種類 発表基準 内容	地震情報の種類 発表基準 内容	
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	
震源・震度に関する情報 (注1) <u>以下のいずれかを満たした場合</u> •震度3以上 (注2) •津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 •緊急地震速報（警報）を発表した場合	震源・震度情報 •震度1以上 •震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	
各地の震度に関する情報 (注1) <u>震度1以上 (注2)</u>	(削除) (削除) (削除)	
推計震度分布図 •震度5弱以上	推計震度分布図 •震度5弱以上	
観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	

- 79 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考					
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度気象庁ホームページに掲載します。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級と長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）						
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>(注1)</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表 <u>(注1)</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。			(注1) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。 <u>(削除)</u>								
(注2) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。			2 津波に関する情報								
2 津波に関する情報	(1) 大津波警報・津波警報・注意報 <u>津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表。</u>	(1) 大津波警報・津波警報・注意報 <u>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求める。地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区單位で発表する。</u>	気象庁の表記に合わせ修正								
津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表（予想される津波の高さの区分）	巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	気象庁の表記に合わせ修正
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3mを超える場合	10m超 10m 3m 合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大	巨大な津波が襲来。木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	から離れない。	

- 80 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
		(3m<予想高さ≤5m)		場所から離れない。		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m≤予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難するまで安全な場所から離れない。	の最大波の高さ≤10m 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖・ひがみが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1mを超えて、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
(新設)				イ 津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢		

- 81 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</p> <p>・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</p>	
<p>(2) 津波情報</p> <p>津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	<p>(2) 津波情報</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p>イ 津波情報の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。</li> <li>・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul> </li> <li>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul> </li> <li>③津波観測に関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul> </li> <li>④沖合の津波観測に関する情報</li> </ul>	気象庁の表記に合わせ修正

- 82 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</li> <li>・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>																					
津波情報の種類と発表内容	津波情報の種類と発表内容																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u></td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（<u>注2</u>）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（<u>注3</u>）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1)</u> 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTE41）に含まれる。</p> <p><u>(注2)</u> この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p><u>(注3)</u> 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（ <u>注2</u> ）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	（略）	（略）	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（ <u>注3</u> ）	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（<u>注1</u>）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1)</u> この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。</p> <p>・気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。</p> <p><u>(削除)</u></p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（ <u>注1</u> ）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	（略）	（略）	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	（略）	（略）	
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（ <u>注2</u> ）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
（略）	（略）																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（ <u>注3</u> ）																					
（略）	（略）																					
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（ <u>注1</u> ）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
（略）	（略）																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																					
（略）	（略）																					
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	気象庁の表記に合わせ修正																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表		1m以下	「観測中」と発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報を発表中</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を発表中	1m超	数値で発表		1m以下	「観測中」と発表			
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																				
大津波警報	1m超	数値で発表																				
	1m以下	「観測中」と発表																				
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																				
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表																				
	1m以下	「観測中」と発表																				

- 83 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<table border="1"> <tr> <td>津波警報</td><td>0.2m以上 0.2m未満</td><td>数値で発表 「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報</td><td>(すべての場合)</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr> </table>	津波警報	0.2m以上 0.2m未満	数値で発表 「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	<table border="1"> <tr> <td>津波警報を発表中</td><td>0.2m以上 0.2m未満</td><td>数値で発表 「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td><td>(すべての場合)</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr> </table>	津波警報を発表中	0.2m以上 0.2m未満	数値で発表 「観測中」と発表	津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）					
津波警報	0.2m以上 0.2m未満	数値で発表 「観測中」と発表																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																
津波警報を発表中	0.2m以上 0.2m未満	数値で発表 「観測中」と発表																
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																
(3) 津波予報  気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。	(3) 津波予報  地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。  (津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)	気象庁の表記に合わせ修正																
<u>津波予報の発表基準と発表内容</u>	<u>(削除)</u>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr> </tbody> </table> <p>気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。</p>	発表される場合	内容	(削除)	(削除)	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	
発表基準	発表内容																	
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																	
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																	
発表される場合	内容																	
(削除)	(削除)																	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																	
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																	
(略)	(略)																	

- 84 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ	3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ	
		気象庁の表記に合わせ修正
4 情報の伝達	4 情報の伝達	
(1) 津波に関する情報の伝達	(1) 津波に関する情報の伝達	
(略)	(略)	
また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。	また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、 <u>防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ</u> 、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段 <u>のほか、住民同士の声かけ等を促進する</u> するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。	災害対応検証を踏まえ修正
ア～カ（略）	ア～カ（略）	
5 緊急地震速報を見聞きしたときの行動	5 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動	とるべき行動の具体例を見やすくす
緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないと、その短い間に身を守るために行動を取る必要がある。また、	緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないと、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見	

- 85 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
<p>この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。</p> <p>(1) 家庭</p> <p>ア 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。 イ あわてて外に飛び出さない。 ウ 無理に火を消そうとしない。</p> <p>(2) 人が大勢いる施設</p> <p>ア 施設の係員の指示に従う。 イ 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。</p> <p>(3) 自動車運転中</p> <p>ア あわててスピードを落とさない。 イ ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ウ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。 エ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。</p> <p>(4) 鉄道やバスなどに乗車中</p> <p>ア つり皮や手すりにしっかりとつかまる。</p> <p>(5) エレベーター内</p> <p>ア 最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。</p> <p>(6) 屋外にいるとき</p> <p>ア 街中</p> <p>(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。 (イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。 (ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。</p> <p>イ 山やがけ付近では (ア) 落石やがけ崩れに注意する</p>	<p>聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手場所</th><th>とるべき行動の具体例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅等屋内</td><td> <p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>駅やデパート等の集客施設</td><td> <p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>屋外</td><td> <p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p> </td></tr> <tr> <td>車の運転中</td><td> <p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</p> </td></tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅等屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>	駅やデパート等の集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul>	屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>	車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</p>	るため、表に変更
入手場所	とるべき行動の具体例											
自宅等屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>											
駅やデパート等の集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul>											
屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>											
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、</p>											

- 86 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
6～7（略）	急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。	
第3 通信連絡体制	6～7（略）	
県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。	県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。	
国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。	国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。	国の防災基本計画修正に伴う修正
1～4（略）	1～4（略）	
第4 広報及び広聴活動	第4 広報及び広聴活動	
1 広報活動（各防災関係機関）	1 広報活動（各防災関係機関）	
（1）（略）	（1）（略）	
（2）広報活動の内容	（2）広報活動の内容	
ア 広域災害広報	ア 広域災害広報	
県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、 <u>防災アプリ</u> 、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえ修正

- 87 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(ア)～(カ) (略)	(ア)～(カ) (略)	
イ 地域災害広報	イ 地域災害広報	
地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためニアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、 <b>防災アプリ</b> 、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためニアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 <b>災害対応検証を踏まえ修正</b>	
(ア)～(ウ) (略)	(ア)～(ウ) (略)	
(エ) 支援受け入れに関する広報	(エ) 支援受け入れに関する広報	
a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）	a 各種ボランティア情報（ <b>他機関と連携した</b> ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）	<b>災害対応検証を踏まえ修正</b>
(オ)～(カ) (略) (3)～(5) (略) 2 (略)	(オ)～(カ) (略) (3)～(5) (略) 2 (略)	
第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
第1 (略)	第1 (略)	
第2 救援実施体制	第2 救援実施体制	
1 (略)	1 (略)	
2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） (1)～(2) (略) ※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）	2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） (1)～(2) (略) ※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄・縫合等）	<b>協定の見直しによる修正</b>

- 88 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
については、日本赤十字社富山県支部に委託している。 (資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)	净、縫合等等については、日本赤十字社富山県支部に委託している。 (資料「12-3 災害救助法に基づく日本赤十字社富山県支部への委託に関する富山県知事と日本赤十字社富山県支部長との協定」)	
第4節 広域応援要請	第4節 広域応援要請	
第1 相互協力	第1 相互協力	
(略)	(略)	
特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。	特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。 <b>なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。</b>	<b>災害対応検証を踏まえ修正</b>
1～2 (略)	1～2 (略)	
3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）	3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 受入体制の確保	(2) 受入体制の確保	
県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	
<u>(新設)</u>	さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。	<b>国の防災基本計画修正に伴う修正</b>
(3) (略)	(3) (略)	
4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）	4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）	

- 89 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(1) 支援体制の確保 県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。	(1) 支援体制の確保 県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。	
<u>(新設)</u>	<u>応援職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯する。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 応援の実施 (略) また、県は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	(3) 応援の実施 (略) また、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
第2 応援要請	第2 応援要請	
1～3 (略)	1～3 (略)	
4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部） (1) 応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。	4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部） (1) 応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（D PAT）、 <u>災害支援ナース等</u> の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
(2) (略)	(2) (略)	
5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、	5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的とし	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正

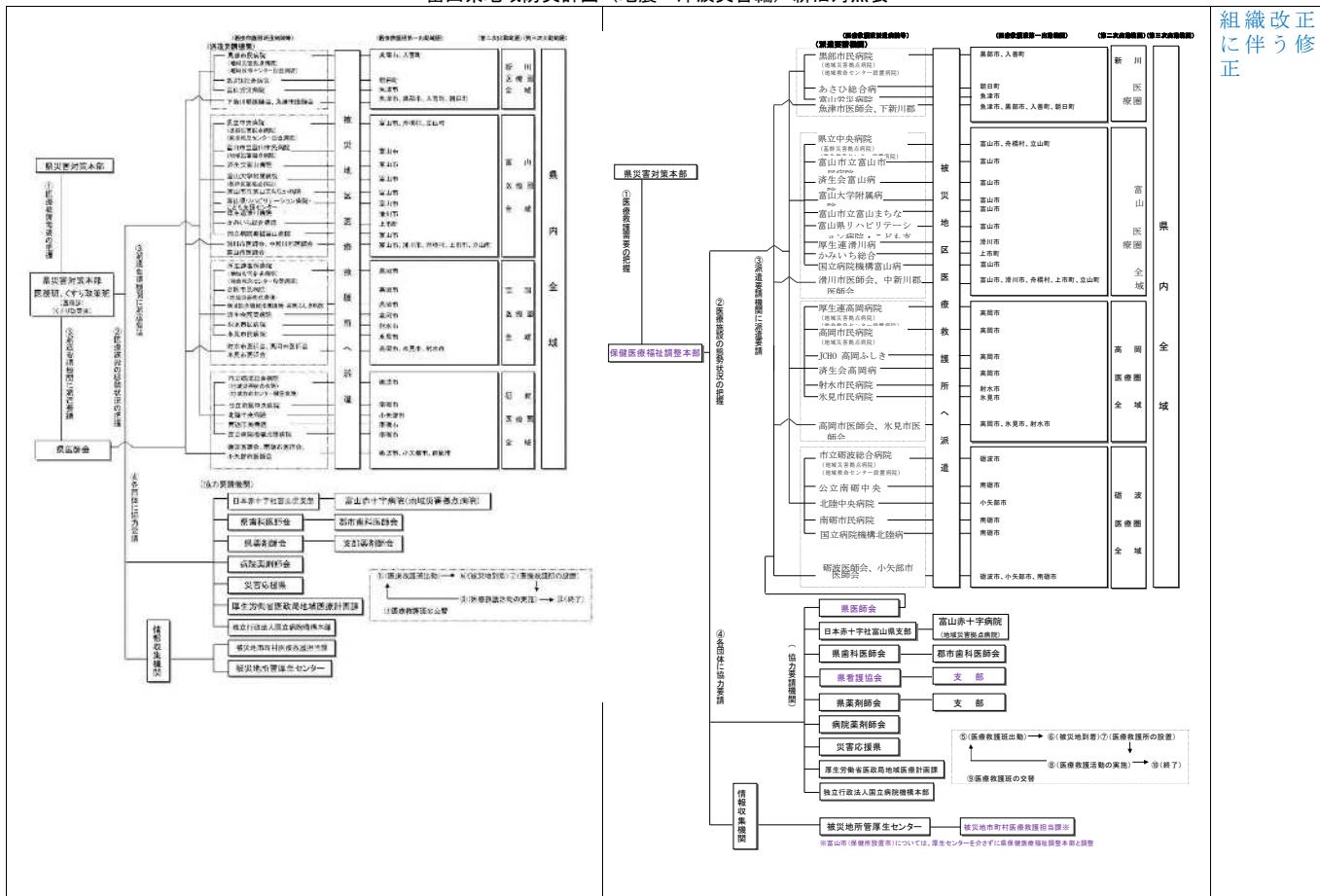
- 90 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
国土交通省に設置されている。	て、国土交通省に設置されている。	
<u>(新設)</u>	また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
(略)	(略)	
第5節 救助・救急活動	第5節 救助・救急活動	
第1 救助活動	第1 救助活動	
1～6 (略)	1～6 (略)	
7 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	7 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
第2～4 (略)	第2～4 (略)	
第6節 医療救護活動	第6節 医療救護活動	
第1 連絡体制	第1 連絡体制	
1 連絡系統（県厚生部） (1) (略)	1 連絡系統（県厚生部） (1) (略)	
(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。	(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、 <u>協定に基づき</u> 、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
ア～イ (略)	ア～イ (略)	
災害時における医療救護活動指揮連絡系統	災害時における医療救護活動指揮連絡系統	

- 91 -

組織改正  
に伴う修正



- 92 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
2 (略)	2 (略)	
3 情報連絡体制（県厚生部）	3 情報連絡体制（県厚生部）	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受け入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。	(2) 後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受け入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して共有する。  県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかける。	災害対応検証を踏まえ修正
<u>（新設）</u>		災害対応検証を踏まえ修正
第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	第2 灾害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	
1 (略)	1 (略)	
2 富山県DMATの活動内容	2 富山県DMATの活動内容	
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)	
(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以後、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、 <u>日本歯科医師会</u> 、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以後、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、 <u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u> 、日本薬剤師会、日本看護協会、 <u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u> 、 <u>日本栄養士会災害支援チーム（JDAT-DAT）</u> 、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	国防基本計画修正に伴う修正
第3～8 (略)	第3～8 (略)	
第9 被災地における保健医療の確保	第9 被災地における保健医療の確保	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） (1)～(2)（略） (3)県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の設置に努める。	1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） (1)～(2)（略） (3)県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の窓口となる保健医療福祉調整本部を設置する。	保健医療福祉調整本部の設置
2～4（略）	2～4（略）	
第10 精神保健医療体制 1（略）	第10 精神保健医療体制 1（略）	
2 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣（県厚生部） (1) 富山県D P A Tの派遣要請 知事は、富山県D P A T設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県D P A Tの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会长その他の関係団体の長に対して、富山県D P A T隊員の派遣を要請する。 (2)（略） 3～6（略）	2 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣（県厚生部） (1) 富山県D P A Tの派遣要請 知事は、富山県D P A T設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県D P A Tの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会长その他の関係団体の長に対して、協定に基づき、富山県D P A T隊員の派遣を要請する。 (2)（略） 3～6（略）	国の防災基本計画修正に伴う修正
第7節 消火活動	第7節 消火活動	
第8節 避難活動 対策の体系	第8節 避難活動 対策の体系	

- 94 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
避 難 活 動	避 難 活 動	誤記修正
第1 避難指示及び誘導 1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等	第1 避難指示及び誘導 1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 5 広域避難	
第2 津波に関する避難指示及び誘導 1 避難指示 2 避難誘導	第2 津波に関する避難指示及び誘導 1 避難指示 2 避難誘導	
第3 津波からの避難 1 基本的な考え方 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等	第3 津波からの避難 1 基本的な考え方 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等	
第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用	第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用	
第5 避難所の設置・運営 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請	第5 避難所の設置・運営 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 5 避難所の撤収	
第6 要配慮者の支援 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策	第6 要配慮者の支援 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策	
第7 精神保健対策 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア	第7 精神保健対策 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア	
第8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策	第8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策	
第2 津波に関する避難指示及び誘導	第2 津波に関する避難指示及び誘導	
1 避難指示（市町村） (略)	1 避難指示（市町村） (略)	災害対応

- 95 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。	避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、 <u>防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ</u> 、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、 <u>住民同士の声かけ</u> 等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。	検証を踏まえ修正
2 (略) 第3～4 (略)	2 (略) 第3～4 (略)	
第5 避難所の設置・運営	第5 避難所の設置・運営	
1 (略)	1 (略)	
2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）	2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）	
(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。	(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、 <u>防災土</u> 等の協力を得て、避難者の保護にあたる。	災害対応検証を踏まえ修正
(略)	(略)	
市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に關し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に	市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、 <u>防災土</u> 、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に關し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行	災害対応検証を踏まえ修正

- 96 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	国の防災基本計画修正に伴う修正
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行なうなど、常に良好な環境を維持するよう努める。 <u>(追記)</u> また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの <u>確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行なうなど、常に良好な環境を維持するよう努める。 <u>また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。</u> また、 <u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></u>	災害対応検証を踏まえ修正  国の防災基本計画修正に伴う修正
(5)～(9) (略) <u>(新設)</u>	(5)～(9) (略) <u>(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>	国の防災基本計画修正に伴う修正
3～4 (略) <u>(新設)</u>	3～4 (略) <u>5 避難所の撤収（市町村） 市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえ修正
第6 要配慮者の支援	第6 要配慮者の支援	
1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）	1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）	
(1) 避難行動要支援者の支援	(1) 避難行動要支援者の支援	

- 97 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
ア（略）	ア（略）	
イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。	イ 被災市町村は、自主防災組織や防災士等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。	災害対応検証を踏まえ修正
ウ（略）	ウ（略）	
エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等の連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。	エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等の連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。	災害対応検証を踏まえ修正
（2）要配慮者の支援	（2）要配慮者の支援	
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）	
エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備（略） また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（例：見えるラジオ、目で聞くテレビ、デジタル放送対応テレビ） オ（略）	エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備（略） また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等） オ（略）	国表記に合わせて修正
カ 災害派遣福祉チーム（3～10（略））の派遣 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。	カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）や被支援ナースを避難所へ派遣する。	国の防災基本計画修正に伴う修正
2（略）	2（略）	
3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関）	3 外国人の支援対策（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関）	実態に合わせて修正
（1）外国人の救護	（1）外国人の救護	
市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。	市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。	災害対応検証を踏まえ修正

- 98 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
（2）外国人の生活支援	（2）外国人の生活支援	
ア 外国人への情報提供 県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。	ア 外国人への情報提供 県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを富山防災WEBに記載するとともに報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。	災害対応検証を踏まえ修正
イ 避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。	イ 避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、携帯型翻訳機や音声アプリの活用や富山県災害多言語支援センターの設置やNPO等の通訳ボランティア、外国人雇用企業管理団体及び地域のキーパーソン等の協力を得ながら、相談体制を整備する。	災害対応検証を踏まえ修正
第7（略）	第7（略）	
第8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） (1)（略） (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 (略)	第8 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） (1)（略） (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 (略)	
市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)	市町村は、避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)	災害対応検証を踏まえ修正
2（略）	2（略）	
第9節 交通規制・輸送対策 第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関） 交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況	第9節 交通規制・輸送対策 第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関） 交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況	災害対応

- 99 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。	及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。 <u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u>	検証を踏まえ修正
2 (略)	2 (略)	
第2 緊急交通路の確保	第2 緊急交通路の確保	
1 (略)	1 (略)	
2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）	2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>(新設)</u>	(2) 海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路開拓に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u>	国の防災基本計画に合わせた修正
3 (略)	3 (略)	
第3 (略)	第3 (略)	
第4 輸送車両、船舶、航空機の確保	第4 輸送車両、船舶、航空機の確保	
1 (略)	1 (略)	
2 輸送手段（県危機管理局、 <u>県地方創生局</u> 、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）	2 輸送手段（県危機管理局、 <u>県交通政策局</u> 、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）	組織改正に伴う修正
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)	
(3) ヘリコプターによる輸送	(3) ヘリコプターによる輸送	
(略)	(略)	
航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請	航空運用調整班は、 <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する</u>	国の防災基本計画修正に伴う修正

- 100 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
に係る調整を行うものとする。	航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	
3 ~ 4 (略)	3 ~ 4 (略)	
第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	
第1 飲料水の供給	第1 飲料水の供給	
1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）	1 飲料水の確保（県厚生部、 <u>県危機管理局</u> 、市町村）	災害対応検証を踏まえ修正
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)	
2 (略)	2 (略)	
第2 食料・生活必需品の供給	第2 食料・生活必需品の供給	
1 供給方法（市町村）	1 供給方法（市町村）	
(1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。	(1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、 <u>事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等</u> を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。	災害対応検証を踏まえ修正
(2) (略)	(2) (略)	
2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)	

- 101 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
<p>非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	実態に合わせて修正
<p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」)</p> <p>(略)</p> <p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」)</p>	<p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」)</p> <p>(略)</p> <p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準」、「5-12 災害救助物資の備蓄状況」)</p>	実態に合わせて修正 資料編に合わせ修正

- 102 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備考
害救助物資備蓄状況」)		
<u>(新設)</u>	<u>(6) 義援物資の取扱い</u> 県は、企業等から物資提供の申出を受けたときは、市町村に提供情報を伝達し、市町村と企業等との連絡調整を行う。企業等は市町村の希望する場所に物資を配送する。	実態に合わせて修正
(略)	(略)	
3 輸送体制（各防災関係機関）	3 輸送体制（各防災関係機関）	
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(5) 県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。</u>	災害対応検証を踏まえ修正
<u>(新設)</u>	<u>(6) 県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	国の防災基本計画修正に伴う修正
4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村）	4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村）	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	(3) 被災地方公共団体は、 <u>被災者の要望を聞きとる体制を整備し</u> 、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえ修正
5 (略)	5 (略)	
第3 物価安定・消費者保護対策	第3 物価安定・消費者保護対策	
1 (略)	1 (略)	
2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）	2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報	(3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報	提供方法をファックスに限

- 103 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。	を被災市町村及び避難所にファックス等により提供する。	定せず、幅広とするため修正
イ～ウ（略） (4)（略）	イ～ウ（略） (4)（略）	
第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	
第1 し尿処理 1～2（略） 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） (略) なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国や隣接県等に対して、支援を要請する。	第1 し尿処理 1～2（略） 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） (略) なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して、支援を要請する。	災害対応検証を踏まえ修正
（略） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1（略） 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村） (略)	（略） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1（略） 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村） (略)	
市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。	市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、必要に応じ損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。	災害対応検証を踏まえ修正
（略） 県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実	（略） 県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村や関係機関等との連絡調整を図りながら県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣	災害対応検証を踏まえ修正

- 104 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。	他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して廃棄物処理や住民等への周知などに関する助言や技術的支援を行う。	
3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略) 県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。 (略)	3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略) 県は、市町村による相互の支援の状況、支援ニーズをふまえつつ、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して支援を要請する。 (略)	災害対応検証を踏まえ修正
第3（略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期すため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。	第3（略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期すため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。	
県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	国の防災基本計画修正に伴う修正
第5（略） 第12節（略） 第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬 第1～2（略） 第3 遺体の埋葬 1～2（略） 3 災害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村）	第5（略） 第12節（略） 第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬 第1～2（略） 第3 遺体の埋葬 1～2（略） 3 灾害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村）	

- 105 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。 <u>(新設)</u> なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨づぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。	災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。その対象は、 <u>遺族がいなないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。</u> なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨づぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。	対象を明確化
第14節 (略)	第14節 (略)	
第15節 (略)	第15節 (略)	
第16節 海上における災害応急対策 第1 (略) 第2 海上における災害防止措置 1～6 (略) 7 広報（伏木海上保安部） (1) (略)  (2) 県災害対策本部へ必要な情報を提供する。 ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。 <u>(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)</u>	第16節 海上における災害応急対策 第1 (略) 第2 海上における災害防止措置 1～6 (略) 7 広報（伏木海上保安部） (1) (略)  (2) 県災害対策本部へ必要な情報を提供する。 ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。	資料編に合わせて修正
(3) (略)	(3) (略)	
第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1～2 (略) 第3 上水道施設 1 (略)	第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1～2 (略) 第3 上水道施設 1 (略)	

- 106 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） (1) (略) (2) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。 <u>(新設)</u>	2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） (1) (略) (2) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受け入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。  <u>ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</u>	災害対応検証を踏まえ修正
第4 下水道施設 1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(3) (略) (4) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。 <u>(新設)</u>	第4 下水道施設 1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(3) (略) (4) 広域支援体制 ア (略) イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受け入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。  <u>ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</u>	災害対応検証を踏まえ修正
2～3 (略)	(略)	
第18節 公共施設等の応急復旧対策 第1 (略) 第2 鉄道施設等（JR西日本㈱、あいの風とやま鉄道㈱、富山地方鉄道㈱、加能越バス㈱、万葉線㈱、 <u>県地方創生局</u> ） (略) 第3 社会公共施設等	第18節 公共施設等の応急復旧対策 第1 (略) 第2 鉄道施設等（JR西日本㈱、あいの風とやま鉄道㈱、富山地方鉄道㈱、加能越バス㈱、万葉線㈱、 <u>県交通政策局</u> ） (略) 第3 社会公共施設等	組織改正に伴う修正

- 107 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
1～4 (略)	1～4 (略)	
5 文化財（県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。 (3) (略)	5 文化財（県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。 (3) (略)	実態に合わせて修正
第19節 応急住宅対策等	第19節 応急住宅対策等	
対策の体系 第4 応急危険度判定活動 1 応急危険度判定の実施 2 応急危険度判定士への参加要請 3 応急危険度判定の方法 4 被災宅地危険度判定の実施	対策の体系 第4 応急危険度判定活動 1 被災建築物応急危険度判定 2 被災宅地危険度判定 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	本文の見出しと整合
第1 応急仮設住宅の確保 1 (略)	第1 応急仮設住宅の確保 1 (略)	
2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1) (略) <u>(新設)</u>	2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1) (略) <u>(2) 体制の確立</u> 県及び市町村は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。	実態に合わせて修正
(2) (略)	(3) (略)	
(3) (略)	(4) (略)	
(4) (略)	(5) (略)	
(5) (略)	(6) (略)	
(6) (略)	(7) (略)	
(7) (略)	(8) (略)	
(8) (略)	(9) (略)	
第20節 教育・金融・労働力確保対策	第20節 教育・金融・労働力確保対策	

- 108 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第1 応急教育等 1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 周囲の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。 b～c (略)	第1 応急教育等 1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 周囲の避難訓練、災害時の事前指導、 <u>安否確認方法</u> 、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。 b～c (略)	災害対応検証の結果に合わせ修正
(2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略)	(2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略)	
(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。	(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。 <u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u>	災害対応検証の結果に合わせ修正
(ウ)～(カ) (略) イ (略) (3) (略)	(ウ)～(カ) (略) イ (略) (3) (略)	
2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場	2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、そ	厚生労働省から内閣府へ移管されて

- 109 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
合には、知事は <b>厚生労働大臣</b> に協議し、その同意を得て延長することができる。	の同意を得て延長することができる。	いるため
3～5（略） (略)	(略)	
第4章 地震・津波災害復旧対策	第4章 地震・津波災害復旧対策	
第1節 民生安定のための緊急対策	第1節 民生安定のための緊急対策	
第1 被災者の生活確保 震災により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>(新設)</u>	震災により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>内閣府、厚生労働省、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
(略)	(略)	
1 (略)	1 (略)	
2 義援金、 <u>救援</u> 物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）  (1) 義援金、 <u>救援</u> 物資の受入れ <u>(新設)</u>  ①～③（略） (2) <u>救援</u> 物資の提供 県民、企業等は、 <u>救援</u> 物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を	2 義援金、 <u>救援</u> 物資の取扱い（県危機管理局、県出納局、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）  (1) 義援金の取扱い <u>県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、義援金について、以下の業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u>  ①～③（略） (2) <u>救援</u> 物資の取扱い <u>県及び市町村は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提</u>	義 援 物 資 の 記 載 に 修 正

- 110 -

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 灾 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。	<u>供の受付、被災地（受入側）と県民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u> <u>また、県民、企業等は、<u>救援</u>物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u>	
3～10（略）	3～10（略）	
11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(新設)</u>	11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） <u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	国 の 防 灾 基 本 計 画 修 正 に 伴 う 修 正
(略)	(略)	

- 111 -